

委託業務仕様書

1 委託業務名

「手話の日（9月23日）」啓発イベントの企画及び開催に係る業務

2 委託期間

契約締結の日（本市による契約の相手方の選定後、速やかに締結）から令和8年10月30日まで。

3 委託金額の上限

1,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託業務の内容

手話の日（9月23日）の啓発の一環として、手話に興味がない人でも自然な形で楽しみながら手話に触れ、手話を必要とする人の存在を身近に感じ交流する参加型イベントを企画し、開催する。

(1) 開催日時及び場所

開催日：令和8年9月23日（水・祝）午後1時～午後7時

場 所：京都市役所前広場（京都市中京寺町通御池上る本能寺前町488）

※会場図は別添1参照

(2) 実施概要

ア ステージ関係

メインステージを市役所本庁舎前に設置し、以下の業務を請け負うこと。業務の実施に当たり、使用する備品については、受託者で用意すること。

(ア) 設営

- ・ ステージ上にイベント名を示す看板を掲げること。
- ・ 屋外での式典等に適した音響設備を設置すること。
- ・ ステージ前に大型ディスプレイ（字幕表示用）設けること。
- ・ イベントに車椅子の動線を確保すること。
- ・ 登壇者用の控えスペースを確保すること。
- ・ 雨天時は式典及びステージ、ブースの一部についてゼスト御池の寺町広場で行えるよう準備すること。
- ・ その他、設営及び施設の利用方法について疑義が生じた場合は、京都市と都度協議すること。

- (4) 実施内容
 - ・ 京都市長及び京都市議会議長など来賓のあいさつの場を設けること。
 - ・ 京都市と協議のうえ、参加者へ手話を身近に感じてもらうためのより良い企画を提案及び実施すること
 - ・ 幅広い年齢層及び手話に対し関心が薄い市民層が参加したくなるような企画を提案及び実施すること
 - ・ 自然な形で来場者と手話を必要とする人が接する機会を創出すること。
 - ・ 親子で楽しめるキッチンカーなど飲食（アルコールやジュースなど）の提供及び飲食スペースの企画を提案及び実施すること。
 - (5) 進行
 - ・ イベントの内容に応じ、ステージ出演者を確保すること。
 - ・ ステージの進行は本市が行うものとする。
 - ・ 手話通訳者等については、本市が手配する。
 - (6) ステージ管理
 - ・ ステージ上でのイベントに合わせて、舞台転換すること。
 - ・ 音響等の操作を行うこと。
 - ・ イベント終了後、利用場所の清掃及び原状回復を行うこと。
 - (7) 台本作成
 - ・ 京都市と協議のうえ、ステージ上イベントの進行に係る台本を作成すること。
- イ 当事者団体等の啓発スペース関係
啓発ブース関係を設置し、主に以下の業務を請け負うこと。
- (7) 設営
 - ・ テント（1テントに2ブース）、幕、長机、椅子を確保し、出展者用テントとして5箇所程度設置すること。
なお、配置にあたっては、別途京都市と協議すること。
 - ・ 総合案内所となる本部ブース（3間×2間）を設置すること。
 - ・ 各ブースについて、ブース名を掲げるパネルを設置すること。
なお、啓発ブースについては今後、京都市が選定するものとする。
 - ・ 必要に応じて、ブースに電源を確保すること。
 - ・ その他、設営及び施設の利用方法については利用規約の定めによるものとし、疑義が生じた場合は京都市と都度協議すること。
 - (4) 管理
 - ・ イベント終了後、利用場所の清掃及び原状回復を行うこと。
 - ・ その他、当日参加者やブース出展者からの要望があれば、京都市と協議のうえ、柔軟に対応すること。
- ウ 広報
- ・ 本イベントを広く周知するため、積極的に広報活動を行うこと。
 - ・ 手話に関する啓発（条例の説明パネルと「手話の日」とブルーライトアップを周知するパネルの作成など）を行うこと。
 - ・ 会場案内を兼ね、イベント後も活用できるリーフレット（A3二つ折り）を1,000部印刷し、データを京都市に納品すること。

エ 熱中症等対策

- ・ 屋外での実施となることを踏まえ、適切な熱中症対策を講じること。
- ・ 怪我や熱中症等の要救護者が出た場合、応急処置を行うなどの対応を行うこと。
- ・ 参加者及び運営スタッフの安全確保のため、救急搬送体制の整備、休憩場所の確保、こまめな水分・塩分補給等の具体的な対策を計画し、実行すること。

オ 実施報告書の作成

イベント終了後、指定期日までに、実施概要及び動員数等の実績を取りまとめた実施報告書を作成し、本市へ提出すること。

(3) 費用負担

ア 会場使用料等

会場の使用料については受託者が負担すること。

- ・ ゼスト御池寺町広場使用料：14,000円／日（予定）
- ・ 電気料金及び水道料金

イ その他

- ・ (2)実施概要のアからオに係る費用については全て受託者が負担すること。
- ・ 搬入搬出に係るイベント関連車両の駐車については、本市の指示に従うものとし、近隣の駐車場を利用する場合、費用は受託者が負担すること。

(4) 留意事項

- ・ イベントの実施に当たっては、企画提案書の内容にかかわらず、受託者が企画内容を京都市と調整し、京都市の承諾を得ること。
- ・ イベント会場の使用に際し、受託者が自己の責めにより損害を与えたときは、受託者がその責任を負うこととし、損害を負担すること。
- ・ イベントにおける事故等に備え、保険に加入すること。

5 スケジュール

令和8年	7月中旬	契約締結、イベント企画準備開始
	8月中旬	報道発表
	9月23日（水・祝）	イベント開催
	10月30日（金）	実施報告書の提出期限

6 見積り・支払い

(1) 見積り

見積りの金額については、本事業の実施に当たり発生する作業に係る全ての経費の合計金額とし、追加費用は一切請求できないものとする。

(2) 支払方法

委託業務等の終了後、委託業者からの適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に支払うものとする。

7 その他

- (1) 本仕様書に記載されている事項のほか、京都市契約事務規則並びに会場の利用規約を順守すること。
- (2) 有償の附帯設備や施設が備えていない設備等を持込使用する場合は、京都市と協議のうえ、運営者の承諾が必要となることに留意すること。
- (3) 他の募集案件に係る提案内容と連動した企画等の提案も可能とする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市と協議し、その決定に従うこと。